

聖籠町税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年2月1日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第2号

聖籠町税条例施行規則の一部を改正する規則

聖籠町税条例施行規則（昭和49年聖籠町規則第8号）の一部を次のように改正する。

第16条軽自動車税の表中

「

条例第79条第2項	軽自動車税減免申請書 第76号様式
-----------	-------------------

」

を

「

条例第79条第2項	軽自動車税減免申請書 第76号様式の1、第76号様式の2
-----------	------------------------------

」

に改める。

第76号様式を第76号様式の1とし、同様式の次に次の様式を加える。

受付印	軽自動車税減免申請書（継続用）																				
		年 月 日																			
(宛先) 聖籠町長		様																			
		申請者 住所 聖籠町大字																			
		(納税義務者) 氏名	◎																		
		障がい者との関係 ()																			
		電話番号 ()																			
		個人番号																			
障がい者	住 所	聖籠町大字	<input type="checkbox"/> 申請者住所に同じ																		
	氏 名		<input type="checkbox"/> 申請者氏名に同じ																		
	生年月日	年 月 日 (歳)																			
減免対象車両	車両番号	新潟																			
該当する番号を○で囲んでください。	<p>1 変更なし</p> <p>上記車両について、町税条例第 79 条の規定により軽自動車税の減免を申請します。また、運転免許証の記載内容、運転者、障がいの程度など各種手帳記載事項について、前年度の申請内容と変更ありません。</p> <p>2 変更あり</p> <p>① 運転免許証の記載内容にのみ変更あり（有効期限の更新を含む）</p> <p>前年度中に運転者の免許証の記載内容に変更があった場合、下欄に記入してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="text-align: center;">運 転 免 許 証</td> <td style="text-align: center;">番 号</td> <td style="text-align: center;">第</td> <td style="text-align: center;">号</td> <td style="text-align: center;">種 類</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">交付年月日</td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: center;">条 件</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">有効期限</td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> <td style="text-align: center;">用途及び使用目的</td> </tr> </table> <p>※運転免許証の写しを添付してください。</p> <p>② その他変更あり</p> <p>運転者、減免の対象とする車両、障がいの程度など各種手帳記載事項について前年度の申請内容と変更がある場合、新たに減免申請をしていただく必要があります。</p>			運 転 免 許 証	番 号	第	号	種 類			交付年月日	年	月	日	条 件		有効期限	年	月	日	用途及び使用目的
運 転 免 許 証	番 号	第	号	種 類																	
	交付年月日	年	月	日	条 件																
	有効期限	年	月	日	用途及び使用目的																

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の聖籠町税条例施行規則の規定によってなされた手続又は提出中の書類は、それぞれ改正後の聖籠町税条例施行規則の規定によってなした手続又は書類とみなす。